労災よくある質問

仕事中にケガをしました。でも会社が労災申請してくれません。
ご自身で労災保険の請求をおこなうことができます。
会社側が、事業主証明書欄の記載にも協力してくれない場合、弁護士が交渉をおこなう場合もあります。

仕事中、自分の作業ミスでケガをしてしまいましたが、この場合でも労災の申請はできるのでしょうか。
はい、できます。
労災は業務上、もしくは通勤上の事故等であれば、例えご自身に過失があっても労災は給付されます。

仕事中に指を切る大ケガをしてしまいました。どんな請求ができますか。
職場における負傷であれば、労災保険の給付をうけることができますが、損害の全部が補てんされるわけではありません。休業損害の一部は支払われませんし、慰謝料は全く支払われません。労災保険でカバーされない損害について、会社側に損害賠償請求できる場合がありますので、弁護士にご相談ください。

１．労災保険の請求をしたところ、労基署から不支給決定を受けてしまいました。
２．労災保険の支給決定は出ましたが、考えていたよりも低い障害等級の評価になってしまいました。
１，２ともに審査請求という不服申立をすることができます。これは、各都道府県労働局の労災審査官に対しておこなう手続きです。ご自身で進めることも可能ですが、原処分の事実の捉え方や評価についての誤りを、的確に批判するという作業は簡単なことではありません。まずは弁護士にご相談ください。

仕事中に大きな事故に遭い、長期入院をせざるをえなかったところ入院中に解雇されてしまいました。
納得がいかないのですが、どうすればいいでしょうか。
入院の原因となるケガは労災によるものです。労災によるケガの治療中に会社が勝手に解雇するのは法律違反です。会社との交渉をおこなったり、訴訟を起こす必要があるかもしれません。そのような場合は弁護士にご相談ください。